

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第157条関係）				別表（第157条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会（政策検討部会を含む。）	市政の課題、議会の運営等に関し、協議又は調整を行うこと。	全議員又は部会員	議長又は部会長	全員協議会	市政の課題、議会の運営等に関し、協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
常任委員会協議会	常任委員会の所管事項に関する報告、説明の聴取及び協議を行うこと。	常任委員	常任委員長	常任委員会協議会	常任委員会の所管事項に関する報告、説明の聴取及び協議を行うこと。	常任委員	常任委員長
正副委員長会議	議会の常任委員会及び特別委員会における運営等の事項に関し、協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員会及び特別委員会の正副委員長	議長	正副委員長会議	議会の常任委員会及び特別委員会における運営等の事項に関し、協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員会及び特別委員会の正副委員長	議長
議会改革推進会議（検討部会を含む。）	継続的に議会改革を推進するため、調整及び研究等を行うこと。	会員又は部会員	会長又は部会長	議会改革推進会議（検討部会を含む。）	継続的に議会改革を推進するため、調整及び研究等を行うこと。	会員又は部会員	会長又は部会長
広聴広報委員会	議会の広聴及び広報に関し、協議又は調整を行うこと。	広聴広報委員	委員長	広聴広報委員会	議会の広聴及び広報に関し、協議又は調整を行うこと。	広聴広報委員	委員長